

審　　査　　基　　準

令和7年11月28日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　　拠　　条　　項	第31条の23において準用する第10条の2第1項
処　　分　　の　　概　　要	特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者(委任先)	埼玉県公安委員会
法　　令　　の　　定　　め	法第31条の23において準用する第10条の2第2項(認定申請の手続) 添付書類府令第21条において準用する第5条(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類) 規則第92条において準用する第24条(特定遊興飲食店営業者の認定の基準)、第93条(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続)
審　　査　　基　　準	風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第10条の2第1項 第2号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等が当たる。
標準処理基準	申請に係る営業所の実地調査を行った日から30日間
申請先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先	申請に係る警察署の生活安全課
備　　考	法令の規程の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」(令和7年11月28日　警察庁生活安全局)第16及び第26を参照すること。